

(市民編) 福祉避難所・福祉子ども避難
所運営等の手順 (フロー図)

(行政編) 福祉避難所・福祉子ども避難
所運営等の手順 (フロー図)

(市民編) 福祉避難所・福祉子ども避難所への避難の手順

福祉避難所



・・・大規模災害発生時に、高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要する方の避難所です。熊本市と社会福祉施設協会等との協定締結により「障がい者福祉施設」「高齢者福祉施設」等（施設は増減することがありますので、施設一覧参照ください。）に開設します。 ※マニュアル7P

福祉子ども避難所



・・・大規模災害発生時に、各特別支援学校の在校生とその家族、未就学の障がい児とその家族（指定避難所等への避難が可能な方を除く）が直接避難できる避難所で、熊本市内にある各特別支援学校 6 校で開設します。

また、指定避難所等での避難生活が困難と判断される障がい者等も対象としています。

※震度 6 弱以上（当面震度 5 強以上）発生時には福祉子ども避難所を開設の準備をするため、市担当職員等が参集します。 ※マニュアル 9P

① 災害発生

② 避難勧告・避難指示

- 各特別支援学校の在校生とその家族、未就学の障がい児とその家族（指定避難所等への避難が可能な方を除く）は、直接避難が可能

「熊本市
地域防災
計画書」を
参照

③ 指定避難所等へ避難

④ 一般避難スペース・要配慮者等スペースに避難

- 要配慮者等へのスペースを含め、「避難所運営委員会」による居住スペースの割振り ※熊本市避難所開設・運営マニュアル（避難所開設・運営編）を参照

⑤ 保健師等によるスクリーニング・トリアージの実施

- 要配慮者等スペースに避難する方の状況を把握
- グラウンド等に車中泊されている方の状況を把握
- ※福祉避難所等の設置運営マニュアル（以下、「マニュアル」という。） 20～22P、28P
- 要配慮者と施設等への受入要請・・・「マニュアル」23P、29P

⑥ 要配慮者の受入施設等の連絡

- 市（区）役所からマッチングした施設への受入れ及び移送の連絡

●連絡先：本人(又は家族等)、受入施設・・・「マニュアル」24P、30P

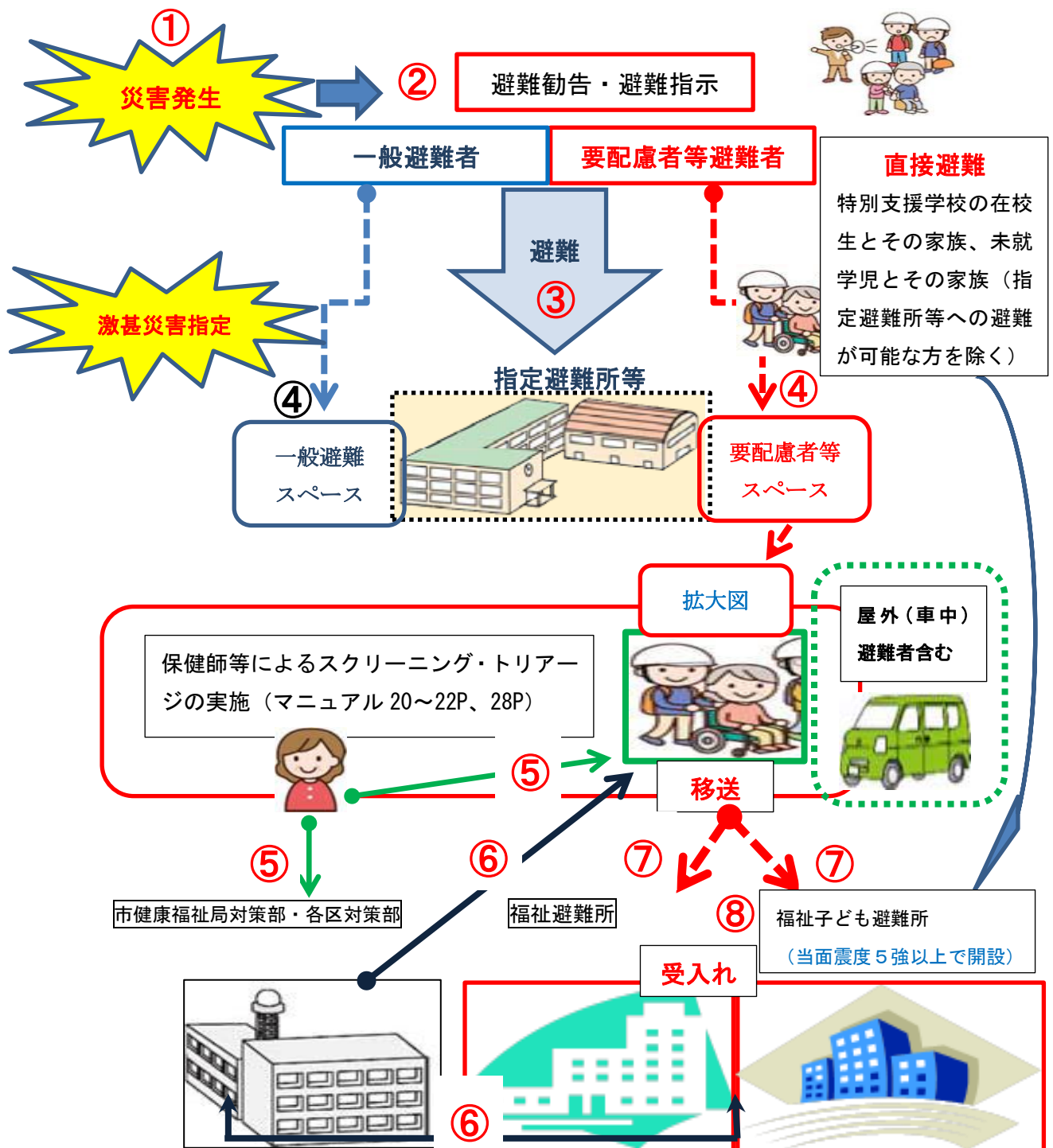
⑦ 福祉避難所(社会福祉施設)、福祉子ども避難所(特別支援学校)への移送

●移送手段・・・マニュアル24P、30P

⑧ 福祉避難所、福祉子ども避難所受入れ

●名簿の作成及び管理・・・マニュアル33P、44P

(市民編) 福祉避難所・福祉子ども避難所フロー図 (①~⑧)



(行政編) 福祉避難所・福祉子ども避難所運営等の手順

福祉避難所・福祉子ども避難所とは

- 災害救助法に基づき、要配慮者等の避難所として開設
マニュアル 7～10P、15～18P
- 福祉避難所（障がい・高齢福祉施設）：市内 168、市外 18 施設
※施設は増減することがありますので、施設一覧参照ください。
- 福祉子ども避難所：各特別支援学校（6校） マニュアル 9P

① 災害発生

- 「災害救助法の適用」となった場合、福祉避難所等の開設・・・マニュアル 11P

② 福祉避難所等対象（協定）施設に施設被害状況と受入れ可能人数の把握

- マニュアル 15～18P
- 使用様式 ・被災状況報告書（様式 1 号） ・施設状況確認表（様式 1-2 号）
・開設準備チェック項目一覧表（様式 1-3 号）

③ 保健師等による要配慮者等へのスクリーニング・トリアージの実施

- マニュアル 20～22P
- 使用様式 ・健康調査連名簿（様式 2-2 号）・健康相談表（様式 2-3 号）
・要配慮者受入要請書（様式 2-4 号）
- 健康福祉局対策部「福祉総務班・保健医療対策班」と各区対策部「総務班・保健福祉班」との連携

④ 福祉避難所等の開設・受入れ要請及び直接避難者の受入れ

- マニュアル 23P、29P
- 使用様式 ・開設要請（承諾）書（様式 2-1 号）
・要配慮者受入要請書（様式 2-4 号）
・福祉子ども避難所直接受入者状況確認調書（様式 5-2 号）

⑤ 福祉避難所等への移送

- マニュアル 24P、30P
- 使用様式 ※施設職員へ移送依頼する場合
・移送要請書（様式 6-1 号） ・移送記録簿（様式 6-2 号）

⑥ 福祉避難所等の運営

- マニュアル 33～43P、44～52P
- 使用様式 ・要配慮者受入要請書（様式 2-4 号）・報告書（日報）（様式 3 号）
・要配慮者、緊急入所者受入リスト（様式 5 号）

⑦ 福祉避難所等の統廃合と解消

- マニュアル 26P、32P
- 使用様式・福祉避難所等解消通知書（様式 9 号）
・福祉避難所等の設置運営に要した経費に関する届出書（様式 4 号）

